

こども家庭庁説明資料

(自殺総合対策大綱に基づく諸施策の実施状況及び 子どもの自殺対策緊急強化プランについて)

令和7年7月30日
第12回自殺総合対策の推進に関する有識者会議

こどもまんなか
こども家庭庁

令和7年度当初予算 0.04億円 (0.04億円)

1. 施策の目的

青少年の非行・被害実態等を踏まえた有識者による講演・座談会の開催、青少年有害環境対策ウェブサイトへの各都道府県の取組や先進事例の掲載等の広報啓発活動により、青少年の非行・被害防止及び有害環境排除に対する国民の意識の高揚を図る。

2. 施策の内容

(1)青少年有害環境対策推進事業費

青少年の有害環境対策については、青少年育成条例に基づく各都道府県の指導や民間団体の自主的取組が大きな割合を占めるところから、青少年育成条例ホームページを整備し、各都道府県における条例の制定・改正状況や有害環境に対する取組・好事例等の先進事例を情報提供することにより、青少年の非行・被害防止に携わる関係機関・関係者の取組向上を図るとともに、青少年有害環境排除に対する国民の意識の高揚を図る。

(2)青少年の非行・被害防止のための啓発経費

令和5年の刑法犯少年の検挙人員は、戦後最少であった令和3年から2年連続して増加したほか、児童買春や児童ポルノ製造をはじめとする子どもの性被害など、SNSに起因する事犯の被害児童数は高い水準で推移するなど、子どもの犯罪被害は深刻な状況にある。また、SNS等で犯罪実行者を募集する、いわゆる「闇バイト」に、青少年が応募し、強盗や特殊詐欺等の重大な犯罪に加担するなどの問題となっている。

次代を担う青少年の育成は、社会全体で一体的に取り組むべき課題であり、国、地方公共団体、関係機関等が相互に協力しながら、青少年及びその保護者に対する積極的かつ効果的な啓発を行い、青少年の非行・被害防止を図る。

※ 令和6年度の主な取組

- 普及啓発リーフレット「みんなで考えよう！賢く・便利に・安全に！今どきのネットの使い方」を発行
- 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」に伴う有識者によるリモート講演会・座談会を実施



普及啓発リーフレット

3. 実施主体等

◆ 実施主体 : 国

事業の目的

- 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(青少年インターネット環境整備法)に基づき、有識者検討会や青少年及びその保護者を対象とした利用環境実態調査、地方連携体制構築フォーラム、諸外国における青少年のインターネット利用環境調査等を実施することにより、施策の推進等に資する。

事業の概要**(1)青少年のインターネット利用環境実態調査**

全国規模の無作為抽出により選ばれた青少年及びその保護者それぞれに対して、調査員による留置き調査及びオンライン調査等の併用による調査を実施し、学校種別や地域別に集計する。

青少年のインターネット利用環境の変化が著しいことから、有識者から構成される企画分析会議において、専門的見地から調査項目等を見直す。

※ 回答回収率(令和5年度):青少年調査65.6%、青少年の保護者調査66.4%、低年齢層の子供の保護者調査72.0%

(2)青少年インターネット環境整備法及び基本計画(第6次)の施行状況について検証するための検討会の開催経費

青少年のインターネット利用環境整備に関する各方面の学識経験者等から構成される検討会を開催し、青少年インターネット環境整備法及び基本計画に基づく施策の進捗状況や、スマートフォンやSNSの普及に伴う青少年のインターネット利用環境をめぐる新たな課題について検討する。

※ 開催状況等(令和5年度):5回開催

(3)青少年インターネット利用環境に係る地方連携体制支援事業

地方の実情に応じ、地方の行政機関やインターネット関係事業者及び関係団体等による青少年のインターネット利用環境づくりに資する連携体制構築のためのフォーラム(オンライン開催を含む。)を実施する。

※ 開催状況(令和5年度):2回開催(鳥取、奈良)

(4)青少年の非行・被害防止に向けた環境整備に関する調査研究

スマートフォンやタブレット等の急速な普及を背景に青少年のインターネット利用環境は大きく変化しており、インターネット上には、青少年に対する有害な情報が溢れ、SNSに起因する青少年の性被害等は増加傾向にある。このため、フィルタリングをはじめとするペアレンタルコントロールの活用について保護者等へ啓発するなどの対策が求められている。

このような情勢を踏まえ、青少年保護対策として、インターネット利用における諸外国の取組等を調査し、青少年の非行・被害防止に向けた効果的な施策に資することを目的とする。

※ 実施状況(令和5年度):アメリカ合衆国各州を対象として調査

実施主体

◆ 実施主体 :国(請負契約により実施)

令和7年度予算 60百万円（61百万円）

事業の目的

- 近年、小中高生の自殺者数が増えており、令和5年的小中高生の自殺者数は513人と、過去最多を記録した令和4年（514人）と同程度の水準となっている。特に、中高生の自殺者数は令和2年頃に増加し、高止まりしている。
- 令和5年から「こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」（議長：こども政策担当大臣）を開催し、こどもの自殺対策の強化に関する施策を「こどもの自殺対策緊急強化プラン」としてとりまとめ、関係省庁一丸となって総合的な施策を推進している。
- 本事業では、本プランに基づき、こどもの自殺対策の推進に向けた要因分析及び広報啓発活動を実施し、こどもの自殺対策の強化を図り、こどもが自ら命を絶つようなことのない社会の実現に寄与する。

事業の概要

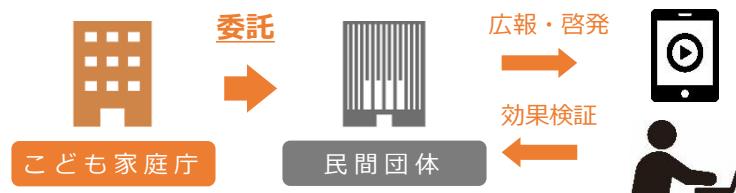
① こどもの自殺の要因分析（こども政策推進事業費補助金）

- 令和6年度に実施した多角的な要因分析（※）の結果を踏まえ、引き続き、こどもの自殺の実態解明に取り組むとともに、分析に当たっての課題把握に取り組む。
(※) 警察や消防、学校や教育委員会、地方自治体等が保有する自殺に関する統計及びその関連資料を用いた多角的な要因分析を行うための調査研究を実施



② こどもの自殺対策の推進に資する広報啓発活動（こども政策推進事業委託費）

- 中学生や高校生を対象に、自殺予防・自殺対策について、訴求力のあるデジタルコンテンツの作成・発信等を行い、関係省庁と連携した広報啓発活動に取り組む。



実施主体等

【実施主体】民間団体 【補助率】10／10

令和7年度予算 1.0億円（1.2億円）【令和2年度創設】

目的

- 予防のための子どもの死亡検証は、子どもが死亡したときに、複数の機関や専門家（医療機関、警察、消防、行政関係者等）が、子どもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を基に死亡原因の検証等を行うことにより、効果的な予防策を導き出し予防可能な子どもの死亡を減らすことを目的とするもの。
- 成育基本法や、死因究明等推進基本法を踏まえ、一部の都道府県において、実施体制の整備をモデル事業として試行的に実施し、その結果を国へフィードバックすることで、体制整備に向けた検討材料とする。

内容

（1）推進会議

医療機関、行政機関、警察等子どもの死亡に関する調査依頼や、これに対する報告などの連携を行うため、関係機関による推進会議を実施し、データの収集等を円滑に行う環境を整える。

（2）情報の収集・管理等

子どもの死亡に関する情報（医学的要因、社会的要因）を関係機関から収集し、標準化したフォーマット（死亡調査票）に記録。

（3）多機関検証ワーキンググループ（政策提言委員会）

死因を多角的に検証するため、医療機関、行政機関、警察等の様々な専門職や有識者を集めて検証委員会を開催し、検証結果を標準化したフォーマット（死亡検証結果票）に記録する。さらに、都道府県に対し、検証結果をもとに今後の対応策などをまとめた提言を行う。

【事業の流れ】

- ① 推進会議により、関係機関からのデータ収集の環境を整える。
- ② 関係機関より収集したデータの整理等を行う。
- ③ 整理されたデータに基づき様々な機関を招集し、検証WGを開催。
- ④ その後、まとめられた検証結果をもとに、検証WGから都道府県に対し、今後の対応策などをまとめた提言を行う。

実施主体等

- ◆ 実施主体 : 都道府県
- ◆ 補助率 : 国 10 / 10
- ◆ 補助単価 : 年額 13,156,620円

事業実績

- ◆ 実施自治体数 : (変更交付決定ベース)
令和5年度 : 10自治体
(北海道、福島県、群馬県、東京都、山梨県、三重県、滋賀県、京都府、鳥取県、香川県)

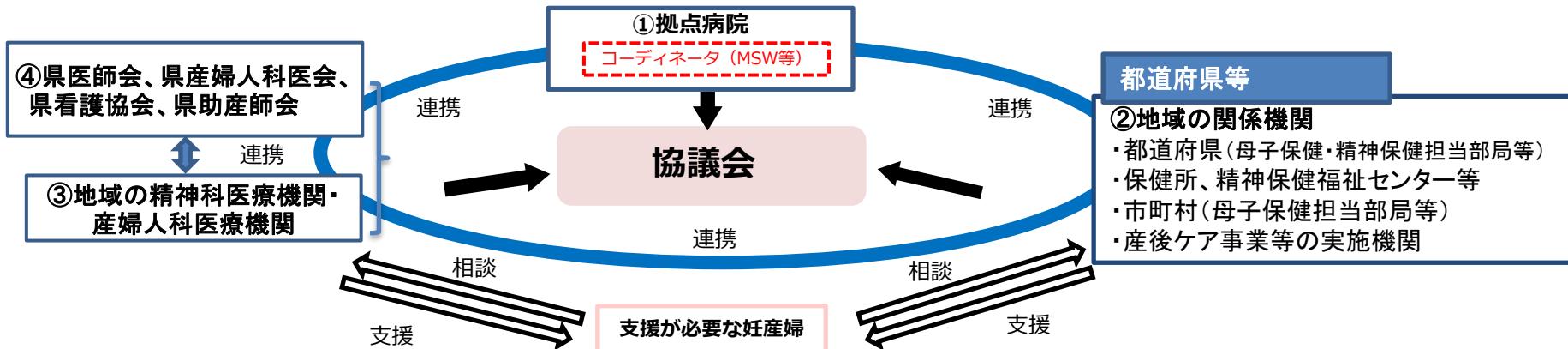
事業の目的

- 妊産婦のメンタルヘルスに対応するため、都道府県の拠点病院を中心とし、地域の精神科医療機関等と、精神保健福祉センター、保健所、市町村（母子保健担当部局・こども家庭センターなど）、産婦健診・産後ケア事業等の母子保健事業の実施機関が連携するためのネットワーク体制の構築を図る。

事業の概要

都道府県において、妊産婦のメンタルヘルスの診療に係る中核的な精神科医療機関（拠点病院）等に、妊産婦等のメンタルヘルス支援に関するコーディネータを配置し、各精神科医療機関や産婦人科医療機関、地域の関係機関と連携したネットワーク体制の構築を図る（都道府県事業）。

- 1) 拠点病院(①)や都道府県、関係者・関係機関(②～④)による**協議会を設置・開催**し、情報の共有、地域における連携体制・役割分担の決定など、妊産婦のメンタルヘルスの課題に対応する体制の整備
- 2) 妊産婦の診療に対応可能な**地域の精神科医療機関(③)リスト**の作成、支援が必要な妊産婦を把握した場合の**フォローライフ体制図**や**情報連携様式等**の作成
- 3) 支援が必要な妊産婦を**地域の精神科医療機関(③)**での適切な受診や必要な支援につなげるために、**拠点病院等に配置されたコーディネータ**による相談対応や、関係者による症例検討の実施
- 4) ③において妊産婦のメンタルヘルスに関する医学的判断、対応に迷う事例があった場合の、**拠点病院(①)への医学的な相談や診療の依頼**
- 5) 必要に応じ、拠点病院(①)から、地域の精神科医療機関等(③)や地域の関係機関(②)への**専門家の派遣** ※産科医療機関等から精神科医療機関への派遣を含む
- 6) 妊産婦のメンタルヘルスに関する研修や普及啓発、情報提供等



実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県
- ◆ 補 助 率：国1/2、都道府県1/2
- ◆ 補助単価：月額 1,317,000円

事業の目的

- 様々な子どもの心の問題、被虐待児の心のケアや発達障害に対応するため、都道府県及び指定都市における拠点病院を中心とし、各医療機関や保健福祉関係機関等と連携した支援体制の構築を図るとともに災害時の子どもの心の支援体制を構築することを目的とする。

事業の概要

(1) 子どもの心の診療支援（連携）事業

様々な子どもの心の問題、被虐待児や発達障害の症例に対する医学的支援、関係機関への専門家の派遣等を実施。

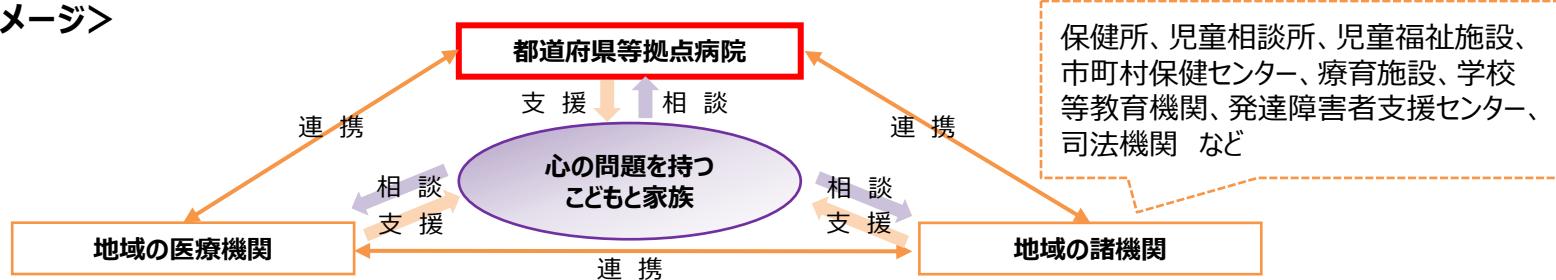
(2) 子どもの心の診療関係者研修・育成事業

医師、関係専門職の実地研修等、子どもの心の診療に専門的に携わる医師及び関係専門職の育成、地域の医療機関職員、保健福祉機関職員に対する講習会を実施。

(3) 普及啓発・情報提供事業

子どもの心の診療等に関する普及啓発・情報提供を実施。

<事業イメージ>



実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県、指定都市
- ◆ 補助率：国1／2、都道府県・指定都市1／2
- ◆ 補助単価案：月額 1,525,000円

事業実績

- ◆ 実施自治体数：21自治体（21自治体）

※ 岩手県、群馬県、千葉県、東京都、石川県、山梨県、長野県、静岡県、三重県、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、沖縄県、札幌市
括弧は令和4年度変更交付決定ベース

事業の目的

<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和7年度予算 180億円の内数（163億円の内数）

- 地方自治体の相談窓口に、心理面でのアプローチも考慮した相談支援を行うための「心理担当職員」や就業支援を担う「就業支援専門員」を配置し、就業支援の専門性と体制を確保するとともに、母子・父子自立支援員が弁護士等の専門職種の支援を受けながら相談対応を行える体制づくりや、相談対応以外の事務的な業務を補助する職員の配置、休日・夜間の相談体制づくり等を支援することで、相談支援体制の質・量の充実を図り、総合的な支援体制を構築・強化することを目的とする。

事業の概要

【拡充内容】

- 伴走型の支援（同行支援やフォローアップなど）を強化するため、「同行型支援」を拡充。
- 自治体の創意工夫による相談支援体制強化に資する先駆的な取組を補助メニューに追加。

(1) 心理担当者による相談支援事業

「心理担当職員」を配置し、心理面でのアプローチも考慮した相談支援を行う。

(2) 就業支援専門員配置等事業

「就業支援専門員」を配置し、母子・父子自立支援員と連携・協力して相談支援に当たることで、①地域の実情に応じた相談窓口のワンストップ化を推進、②就業を軸とした的確かつ継続的な支援の提供、③SNS等を活用した支援施策に関する周知などを行う。

(3) 集中相談事業

児童扶養手当の現況届の提出時期（8月）等に、ハローワーク職員、公営住宅・保育所・教育関係部局職員、女性相談支援センター職員、弁護士等を相談窓口に配置して、様々な課題に集中的に対応できる相談の機会を設定する。

(4) 弁護士・臨床心理士等による相談対応支援

母子・父子自立支援員が、弁護士や臨床心理士等の専門職種のバックアップを受けながら相談支援を行える体制づくりに必要な費用

(5) 補助職員配置支援

母子・父子自立支援員が相談支援に重点を置いた業務を行うことができるよう、相談支援以外の事務的な業務を補助する者の配置に必要な費用の補助を行う。

(6) 夜間・休日対応支援

ひとり親の就労時間外の相談ニーズに対応できるよう、休日や夜間に相談対応を行った場合に追加的に係る費用の補助を行う。

(7) 同行型支援_{（拡充）}

ひとり親が必要とする相談支援等を受けられるように、同行支援や継続的な見守り支援等の同行型支援を行うための体制づくりに必要な人件費や旅費、備品購入費等の費用の補助を行う。**伴走型の支援（同行・フォローアップ）を強化するため拡充。**

(8) 相談関係職員研修支援事業

相談関係職員の資質向上のための研修会の開催や研修受講支援等を行う。

(9) 支援員等が活用する相談対応ツール作成等支援

タブレット等を活用した相談対応ツールや、動画による研修ツールなどを作成し、母子・父子自立支援員等の専門性の向上及び相談支援体制の充実を図る。

(10) 先駆的な取組（新規）

(1)～(9)のほか、相談支援体制強化に資するものとして、先駆的な取組による支援を行う。

相談体制の充実

専門性相談員の向上

実施主体等

【実施主体】都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村（民間団体への委託可）

【補助率】国 1/2 都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村 1/2

【補助単価】1か所当たり

27,893千円（3事業以上実施の場合）

20,000千円（2事業実施の場合）

10,000千円（1事業実施の場合）

令和6年度補正予算 2.7億円

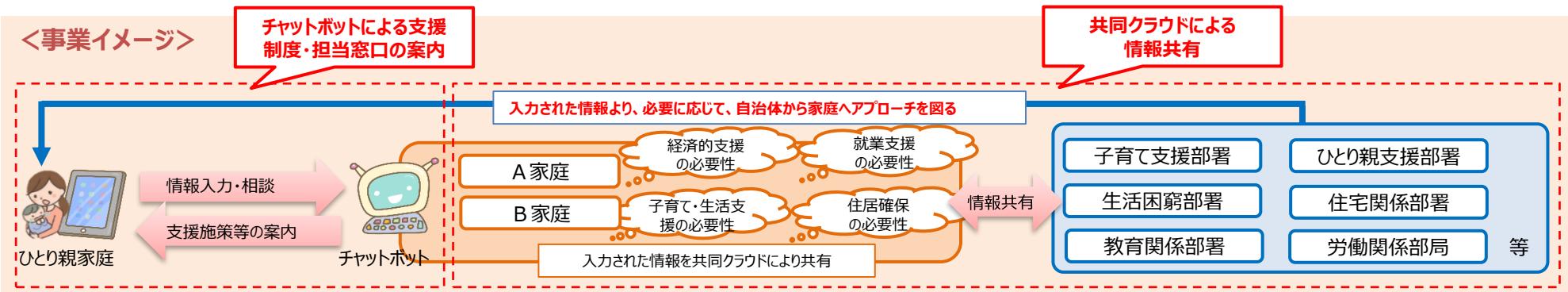
※母子家庭等対策総合支援事業費補助金

事業の目的

- ひとり親家庭等に対する支援について、①地方公共団体における窓口が統一されておらず、各種制度を詳細に把握する職員体制も希薄であること、②多様な状況に応じた様々な制度が用意されているにもかかわらず、実際の活用にはハードルがあることから、ひとり親家庭等が数々ある制度にたどりつくことができているかが課題となっている。（市区町村福祉関係窓口の利用状況：母子世帯46.0%、父子世帯31.3%、母子家庭等就業・自立センター事業を利用したことがない者のうち制度を知らなかつた割合：母子世帯33.6%、父子世帯37.9%）
- 母子・父子自立支援員等、職員配置の拡充が難しい中、I T 機器等を活用したひとり親のワンストップ相談体制の強化が必須。
- ひとり親家庭等が必要な支援に繋がり、自立に向けた適切な支援を受けられるよう、I T 機器等の活用を始めとしたひとり親家庭等のワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図ることを目的とする。
- 全国の先進自治体の取組事例を横展開することにより、自治体の効果的・効率的な事業実施を促進する。

事業の概要

- チャットボットによる相談への自動応答や支援制度・担当窓口の案内、関係部署との情報共有システムの構築など、I T 機器等の活用を始めとした相談機能強化を図る。



実施主体等

【実施主体】都道府県、市、福祉事務所設置町村

【補助基準額】1自治体あたり：30,000千円

【補助率】国：3/4、都道府県、市、福祉事務所設置町村：1/4

事業の目的

- ・子どもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体における子どもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要な実態調査・把握や広報啓発活動の支援を行うとともに、NPO法人等が創意工夫して行う居場所づくりのモデル事業を継続して実施する。
- ・本事業により、子どもの居場所づくりを促進するために有効と考えられる、「子どもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業」の実施率の向上につなげる。
- ・なお本事業は、「子どもの居場所づくりに関する指針」に基づく取組に対して、3年間（令和6年度～令和8年度）で集中して支援を行い推進するものである。

事業の概要

(1) 実態調査・把握支援

居場所の有無をはじめ、子どものニーズ等の現状を把握するための実態調査を実施する地方自治体に対して、財政支援を行う。

(2) 広報啓発活動支援

子どもの居場所づくりを推進するために、以下に掲げるような広報啓発の取組を行なう地方自治体に対して、財政支援を行う。

<広報啓発の取組例>

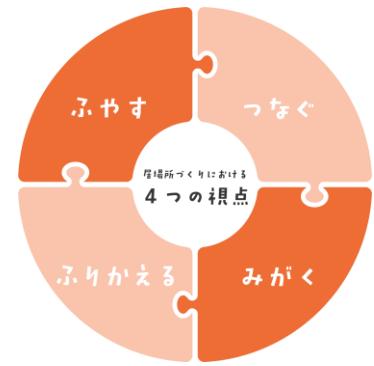
- ・子どもと居場所等をつなぐためのポータルサイト等の制作・改修
- ・居場所マップの作製・配布
- ・相談等を受け付けるための通信設備の改修等
- ・人材の発掘に向けたシンポジウム等のイベントの実施 等

(3) NPO等と連携した子どもの居場所づくり支援（モデル事業）

NPO法人等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりや子どもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検証するためのモデル事業を実施。

<想定されるテーマ例>

- ・早朝の子どもの居場所づくり
- ・新たなテクノロジーを活用した子どもの居場所づくり
- ・ユースを中心とした居場所づくり
- ・居場所づくりに関する中間支援 等



実施主体等

(1) 実態調査・把握支援

【実施主体】都道府県、市区町村 【補助率】国 1/2、都道府県・市区町村 1/2

【補助基準額】 1 都道府県あたり	7,206千円	1 指定都市あたり	5,622千円
1 特別区・中核市あたり	3,543千円	1 市町村あたり	2,003千円

(3) NPO等と連携した子どもの居場所づくり支援（モデル事業）

【実施主体】都道府県、市区町村、民間団体（全国展開しているオンラインの居場所に限る）

【補助率】国 10/10

【補助基準額】1 団体あたり 5,000千円（上限）

※同一団体の同一事業は採択しない。

(2) 広報啓発活動支援

【実施主体】都道府県、市区町村 【補助率】国 1/2、都道府県・市区町村 1/2

【補助基準額】 1 都道府県あたり	4,552千円	1 指定都市あたり	4,134千円
1 特別区・中核市あたり	3,886千円	1 市町村あたり	2,130千円



事業の目的

- 子どもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体における子どもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要な「子どもの居場所づくりコーディネーター」の配置等の支援を行う。「子どもの居場所づくりコーディネーター」は、地域の既存資源の把握やネットワーキング、利用ニーズの実態把握や、新たに居場所づくりをする人の支援、継続していくためのサポート等の役割を担い、地域全体で子どもの居場所づくりの推進に取り組む。

事業の概要

地域のニーズを把握し、資源の発掘・活用、その地域で居場所を求める子どもを居場所につなげる等、地域の居場所全体をコーディネートしたり、安定的で質の高い居場所の運営において必要となる、運営資金のやりくりや人材の活用・育成等の組織経営をサポートする人材の配置に対して財政支援を行う。

また、地方自治体と連携して実施される居場所づくりの取組に対し、その立ち上げ資金を補助する。

【子どもの居場所づくりコーディネーターの要件】

- 地域の実情に応じたコーディネートができ、本事業を適切に行うことができると自治体が認めた者

【子どもの居場所づくりコーディネーターの業務内容】

- 居場所に関する地域資源の把握
- 居場所同士や関係機関等ネットワーク形成
- その他、地域の実情等に応じて行う業務



実施主体等

【実施主体】都道府県、市区町村

【補助率】国1/2、都道府県・市区町村 1/2

【補助基準額案】 i) コーディネーター配置（1実施主体あたり）

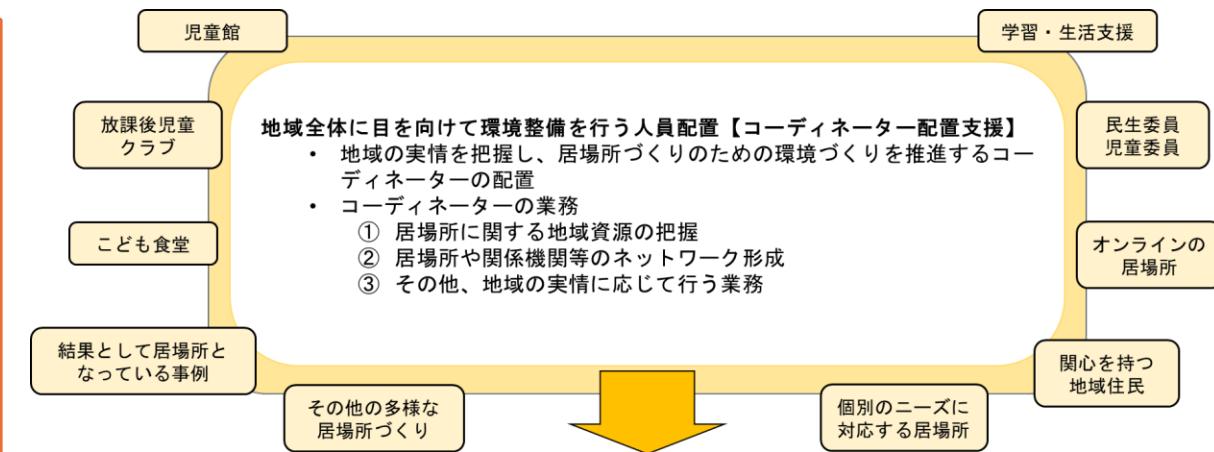
16,084千円（3名以上配置の場合）

10,848千円（2名配置の場合）

5,328千円（1名配置の場合）

ii) 居場所立ち上げ支援（1か所あたり）

50千円



事業の目的

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算 207億円の内数（177億円の内数）

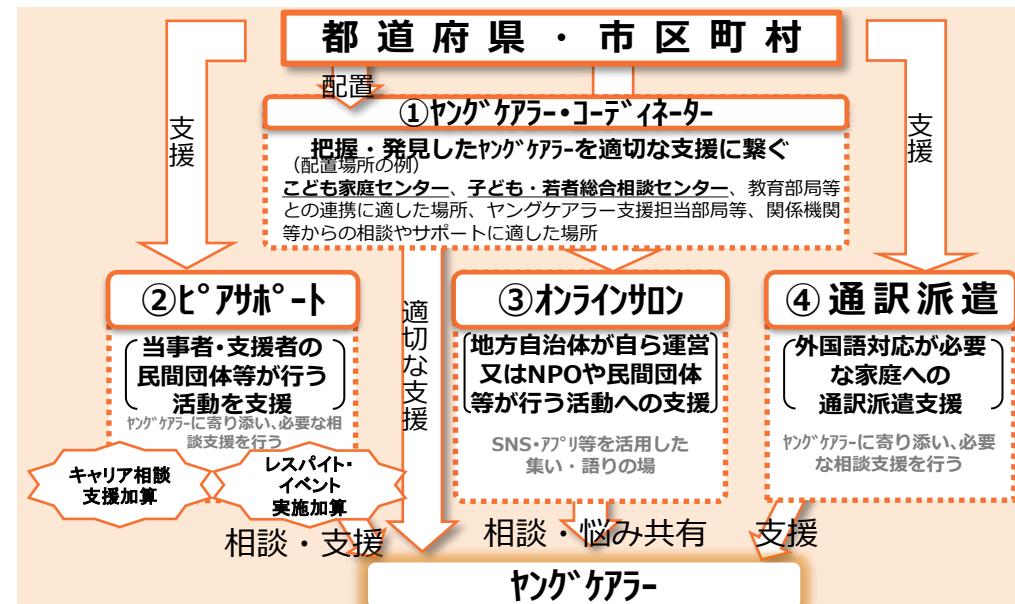
- 地方自治体におけるヤングケアラーの支援体制の構築を支援するため、地方自治体に必要な経費の補助を行う。

事業の概要

- ①ヤングケアラーを適切な福祉サービスにつなぐために、関係機関や民間支援団体と連携して相談支援を行い、多機関と協力して支援の枠組みを構築する専門職として、ヤングケアラー・コーディネーターを配置
⇒都道府県が、18歳以上のヤングケアラーへの個別相談対応を含む業務を行なうヤングケアラー・コーディネーターを配置（事業委託を含む）する場合、必要な経費の補助を行う。※令和6年度補正予算計上
- ②ピアサポート等の悩み相談を行う支援者団体への支援
⇒進路やキャリア相談支援体制の構築、およびレスパイトや自己発見に寄与する当事者向けイベントの開催において、加算を行う。
- ③ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの設置運営・支援等
- ④外国語対応が必要な家庭に対し、病院や行政手続における通訳派遣等

実施主体等

実施主体	都道府県、市区町村		
実施事業	1都道府県、指定都市あたり	1中核市・特別区あたり	1市町村あたり
① ヤングケアラー・コーディネーターの配置	17,786千円	11,408千円	6,429千円
18歳以上のヤングケアラーへの個別相談対応を含む業務を行なうヤングケアラー・コーディネーターの配置 ※令和6年度補正予算計上	7,896千円 (都道府県に限る)	—	
② ピアサポート等相談支援体制の推進	7,708千円	5,229千円	2,690千円
キャリア相談支援加算	6,078千円	4,052千円	2,026千円
イベント実施（レスパイト、自己発見等）加算	3,181千円	2,739千円	2,274千円
③ オンラインサロンの設置・運営、支援	4,146千円	2,817千円	1,827千円
④ 外国語対応通訳派遣支援	7,920千円	5,280千円	2,640千円
補助率	国：2/3実施主体：1/3		



【平成28年度創設】

<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和7年度予算 180億円の内数（163億円の内数）

事業の目的

- ひとり親家庭や低所得子育て世帯等の子どもが直面する課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、子どもに対し、児童館・公民館・民家やこども食堂等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、軽食の提供を行うことにより、生活に困窮する家庭の子どもの生活の向上を図る。
- また、長期休暇の学習支援の費用加算を行うことで、より多くの学習支援の機会の提供を図るとともに、受験料、模試費用の補助を行うことで、進学に向けたチャレンジを後押しする。
- 外国にルーツのある子どもや個別支援が必要な子どもなどへの対応のため、各学習支援の場に、必要に応じて個別学習支援員を配置できるようにする。（拡充）

事業の概要

①生活指導・学習支援

地域の実情に応じて、以下のアからウの支援を組み合わせて実施。

- ア 基本的な生活習慣の習得支援や生活指導
- イ 学習習慣の定着等の学習支援
- ウ 軽食の提供

ひとり親家庭や低所得子育て世帯等の子どもが勉強に集中できるよう、自習室を含めたスペースの確保や軽食の提供に係る費用を支援。

②長期休暇中の学習支援の追加開催

夏期や冬期などの長期休暇期間中に、①の日数を増やして実施する。

③大学等受験料支援

大学(短大)・専門学校等を受験する際の受験料を支援する。

④模擬試験受験料支援

中学生・高校生等の各ステージの受験に向けた、模擬試験の受験料を支援する。

※③及び④の対象者は、以下のア及びイのいずれにも該当する者

- ア.児童扶養手当受給世帯相当又は低所得子育て世帯(住民税非課税世帯)
- イ.自治体が実施する子どもの生活・学習支援事業に登録等している子ども

⑤個別学習支援員の配置<拡充>

各学習支援の場に、必要応じて個別支援員を配置するために必要な費用を支援。

実施主体等

【実施主体】都道府県・市区町村

【補助率】国：1／2、都道府県・指定都市・中核市：1／2

国：1／2、都道府県：1／4、市区町村：1／4

【実施自治体数】397か所

【補助単価】

○生活指導・学習支援

- | | |
|--------------|---|
| (1) 事務費 | 1か所当たり 2,902千円 |
| (2) 事業費（集合型） | 1か所当たり 4,960千円
(週2日以下の開催の場合・実施日数により異なる) |
| (3) 事業費（派遣型） | 1回の訪問が1日の場合
11,020円(半日以内の場合 7,000円) |
| (4) 実施準備経費 | 1か所当たり①改修費等 4,000千円
②礼金及び賃借料(実施前分) 600千円 |
| (5) 軽食費 | 1か所当たり 832千円
(週2日以下の開催の場合・実施日数により異なる) |

○長期休暇の学習支援の費用加算

週1日：424千円、 週2日：848千円、 週3日以上：1,272千円 加算

○大学等受験料

高校3年生等： 1人当たり 53,000円上限

○模擬試験受験料

高校3年生等： 1人当たり 8,000円上限
中学3年生： 1人当たり 6,000円上限



○個別学習支援員

個別学習支援員 1人当たり 日額：8,040円

<児童入所施設措置費等国庫負担金（児童保護費負担金、児童保護医療費負担金）>令和7年度予算

1,591億円（1,485億円）

令和6年度補正予算

84億円

事業の目的

- 児童福祉法に基づき、都道府県等が支弁する里親等や児童養護施設等へ入所の措置等に要する費用の一部を国が負担することにより、要保護児童を保護・養育することを目的とする。

事業の概要

- 里親等へ委託の措置や児童養護施設等へ入所の措置等を行った際に、里親等や児童養護施設等に対して、その措置等に要する費用として都道府県等が支弁した措置費等の一部を負担する。

【主な拡充内容】

◇幼稚園費の対象拡大

里親等に委託した児童が幼稚園に通う際に必要となる費用を支弁している「幼稚園費」を拡充し、保育所等に通う際に必要となる費用についても対象とする。

◇障害児里親等支援体制強化加算の創設

里親支援センターが、障害児を養育する里親等の支援ニーズの把握、障害児の養育を行う里親等への訪問、障害児施設との連絡調整・連携等による支援を行った場合の加算を創設する。

◇令和6年人事院勧告を踏まえた児童養護施設等措置費の人物費の改定

児童養護施設等の職員について、令和6年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた処遇改善を令和7年度においても引き続き実施する。

<令和6年度補正予算>

○令和6年人事院勧告を踏まえた児童養護施設等措置費の人物費の改定

児童養護施設等の職員について、令和6年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた処遇改善を行う。

実施主体等

【対象施設等】

児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、助産施設、里親支援センター、里親、ファミリーホーム、児童自立生活援助事業所 等

【実施主体】

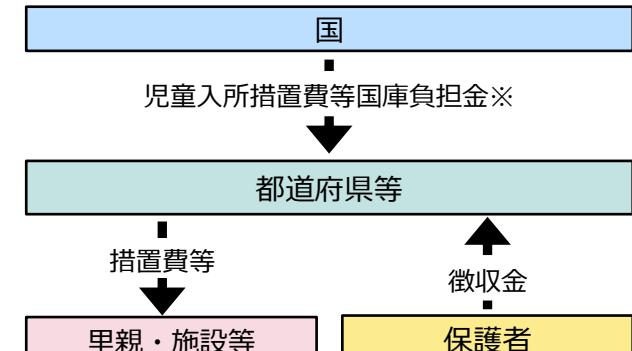
都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市

※ ただし、母子生活支援施設や助産施設への入所、保育等の措置の場合、市町村を含む。

【補助率】

国：1/2、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市：1/2

（上記のただし書きの場合、国：1/2、都道府県：1/4、市町村：1/4）



※国は措置費等から徴収金を差し引いた金額の1/2を負担

令和6年度補正予算 4.7億円

※児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金

事業の目的

- 児童養護施設退所者等が住居や生活費など安定した生活基盤を確保することが困難な場合等において、全ての都道府県で家賃相当額の貸付や生活費の貸付、資格取得費用の貸付を着実に行うことにより、これらの者の円滑な自立を支援する。

事業の概要

(1) 就職者

就職により児童養護施設等を退所した者等であって、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者

【家賃支援費貸付】

貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）

貸付期間：2年間

(2) 進学者

大学等への進学により児童養護施設等を退所した者等であって保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者

【家賃支援費貸付】

貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）

貸付期間：正規修学年数

【生活支援費貸付】

貸付額：月額5万円（医療機関を定期的に受診する場合、貸付期間のうち2年間まではさらに医療費などの実費相当額を追加）

貸付期間：正規修学年数

(3) 資格取得希望者（児童養護施設等に入所中又は退所した者、里親等に委託中又は委託解除された者）

【資格取得支援費貸付】貸付額：25万円

※ 5年間の就業継続を満たした場合には貸付金は返還免除（資格取得貸付は2年間の就業継続で返還免除）

※ 児童養護施設等の退所又は里親等の委託解除から5年が経過するまでの間、貸付の申請が可能

実施主体等

【実施主体】都道府県又は都道府県が適当と認める民間法人

【補助割合】定額（国：9/10相当） ※都道府県は、貸付実績に応じて1/10相当を負担

令和7年度予算 21.1億円（18.8億円）【平成29年度創設】

事業の目的

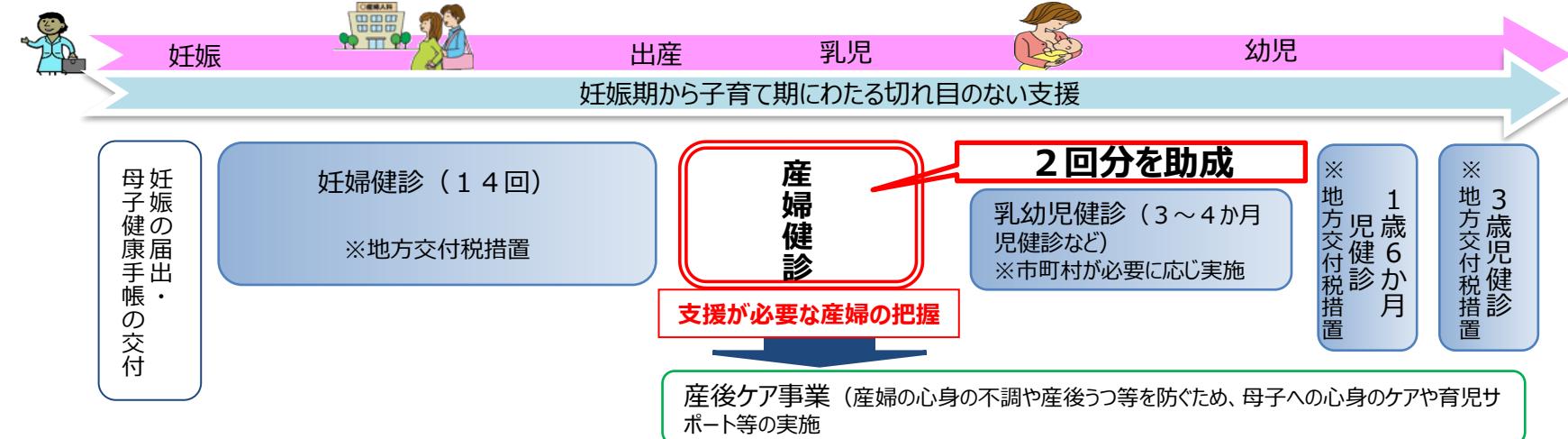
- 産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等）の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備することを目的とする。

事業の概要**◆ 対象者**

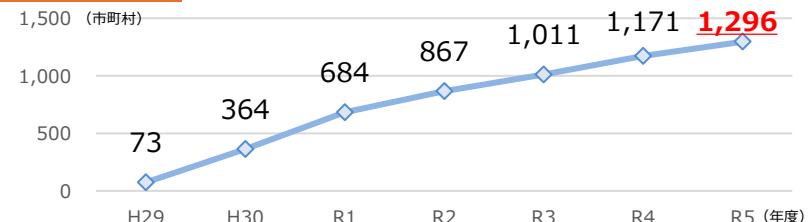
産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦

◆ 内容

地域における全ての産婦を対象に、産婦健康診査2回分に係る費用について助成を行う。

**実施主体等**

- ◆ 実施主体 : 市町村
- ◆ 補助率 : 国1/2、市町村1/2
- ◆ 補助単価 : 1件あたり 5,000円

事業実績

事業の目的

- 妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、助産師等の専門家又は子育て経験者やシニア世代等の相談しやすい「話し相手」等による相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感を解消を図ることを目的とする。

事業の概要**◆ 対象者**

身近に相談できる者がいないなど、支援を受けることが適当と判断される妊産婦及びその家族。

◆ 内容

- (1) 利用者の悩み相談対応やサポート
- (2) 産前・産後の心身の不調に関する相談支援
- (3) 妊産婦等をサポートする者の募集
- (4) 子育て経験者やシニア世代の者等に対して産前・産後サポートに必要な知識を付与する講習会の開催
- (5) 母子保健関係機関、関係事業との連絡調整
- (6) 多胎妊産婦への支援（多胎ピアサポート、多胎妊産婦センター等による支援）（R2～）
- (7) 妊産婦等への育児用品等による支援（R2～）
- (8) 出産や子育てに悩む父親支援（R3～）

◆ 実施方法・実施場所等

「アウトリーチ（パートナー）型」：実施担当者が利用者の自宅に赴く等により、個別に相談に対応

「デイサービス（参加）型」：公共施設等を活用し、集団形式により、同じ悩み等を有する利用者からの相談に対応

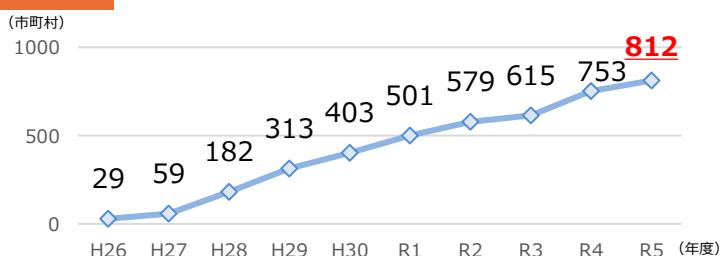
◆ 実施担当者

- ① 助産師、保健師又は看護師
- ② 子育て経験者、シニア世代の者等

※ 事業内容（2）の産前・産後の心身の不調に関する相談支援は、①に掲げる専門職を担当者とすることが望ましい

実施主体等

- ◆ 実施主体：市町村
- ◆ 補助率：国1／2、市町村1／2
- ◆ 補助単価：月額170,900円～2,781,600円（人口により異なる）
その他、多胎妊産婦等支援など取組に応じた加算あり。

事業実績

事業の目的

- 出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、少子化の状況を踏まえ、安心・安全な子育て環境を整えるため、法定化により市町村の努力義務となった当事業のユニバーサル化を目指す。こども家庭センターや伴走型相談支援との連携により、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援の提供を行う。

※「産後ケア事業」は、母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第69号）により、市町村の努力義務として規定された（令和3年4月1日施行）

事業の概要

◆ 対象者

産後ケアを必要とする者

◆ 内容

出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。

◆ 実施方法・実施場所等

- (1) 「宿泊型」 病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施（利用期間は原則7日以内）
- (2) 「デイサービス型」 個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施
- (3) 「アウトリーチ型」 実施担当者が利用者の自宅に赴き実施

◆ 実施担当者

事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置。※宿泊型を行う場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師の配置が条件

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助率】国1／2、都道府県1／4、市町村1／4

※都道府県負担の導入（R6以前は、国1／2、市町村1／2）

【補助単価】

- (1) デイサービス・アウトリーチ型 1施設あたり月額 1,788,000円
- (2) 宿泊型 1施設あたり月額 2,605,700円
- (3) ①住民税非課税世帯に対する利用料減免（R4～） 1回あたり 5,000円
②上記①以外の世帯に対する利用料減免（R5～） 1回あたり 2,500円
- (4) 24時間365日受入体制整備加算（R4～） 1施設あたり年額 2,943,600円
- (5) 支援の必要性の高い利用者の受け入れ加算（R6～） 1人当たり日額 7,000円
- (6) 兄姉や生後4か月以降の児を受け入れる施設への加算【拡充】 1施設当たり月額 174,200円
- (7) 宿泊型について、夜間に職員配置を2名以上にしている施設への加算【拡充】 1施設当たり月額 244,600円

事業の実績



自殺総合対策大綱における施策の実施状況について（子ども家庭庁の主な取組 1/4）

自殺総合対策大綱の項目	実施状況
	令和6年度の主な取組状況
2 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す取組	
(2) 児童生徒の自殺対策に資する教育の実施	<ul style="list-style-type: none">○青少年の保護者向けに、子どもの学齢に合わせた普及啓発リーフレット（生徒編、児童・生徒編、幼児・児童編、乳幼児編）を子ども家庭庁のWebサイトに公開○令和7年1月、「みんなで考えよう！賢く・便利に・安全に！今どきのネットの使い方」を新たに作成し、都道府県教育委員会や青少年関係部局等に配布 【令和6年度予算額：3.4百万円】○青少年の適切なインターネット利用を促進するため、普及啓発に係るフォーラムを開催（徳島県）○令和6年9月、こども政策推進会議において青少年インターネット環境整備基本計画（第6次）が決定 【令和6年度予算額：5.6百万円】
3 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する取組	
(4) 子ども・若者及び女性等の自殺等についての調査	<ul style="list-style-type: none">○子どもの自殺の実態解明に取り組むため、警察や消防、学校や教育委員会、地方公共団体等が保有する自殺統計や関連資料を集約して要因分析を行う調査研究を実施 【令和6年度予算額：0.2億円】
(6) 死因究明制度との連動における自殺の実態解明	<ul style="list-style-type: none">○一部の都道府県において、「予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業」を実施 【令和6年度予算額：123億円の内数】
4 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る取組	
(5) 地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上	<ul style="list-style-type: none">○妊娠婦のメンタルヘルスに対応するため、都道府県の拠点病院を中核とし、医療機関等と母子保健事業の実施機関が連携するためのネットワーク体制の構築を図る、「妊娠婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業」を開始 【令和5年度補正予算額：1.4億円】

自殺総合対策大綱における施策の実施状況について（子ども家庭庁の主な取組 2/4）

自殺総合対策大綱の項目	実施状況
	令和6年度の主な取組状況
6 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする取組	
(5) 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○都道府県等における拠点病院を中心とし、医療機関や保健福祉関係機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業等を行う「子どもの心の診療ネットワーク事業」を実施 【令和6年度予算額：123億円の内数】
(6) うつ等のスクリーニングの実施	<ul style="list-style-type: none"> ○産後うつの予防や新生児への虐待予防等産後の初期段階における母子に対する支援を強化するため、産婦健康診査の費用を助成 【令和6年度予算額：123億円の内数】
	<ul style="list-style-type: none"> ○乳児家庭の孤立防止や産後うつの予防等も含めた養育上の諸問題への支援を図るため、生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握、育児に関する不安や悩みの相談等の援助を行う「乳児家庭全戸訪問事業」を実施 【令和6年度予算額：2,074億円の内数】
7 社会全体の自殺リスクを低下させる取組	
(8) インターネット上の自殺関連情報対策の推進【一部再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ○青少年の保護者向けに、子どもの学齢に合わせた普及啓発リーフレット（生徒編、児童・生徒編、幼児・児童編、乳幼児編）を子ども家庭庁のWebサイトに公開 ○令和7年1月、「みんなで考えよう！賢く・便利に・安全に！今どきのネットの使い方」を新たに作成し、都道府県教育委員会や青少年関係部局等に配布 【令和6年予算額：3.4百万円】
	<ul style="list-style-type: none"> ○青少年の適切なインターネット利用を促進するため、普及啓発に係るフォーラムを開催（鳥取県及び奈良県） 【令和6年度予算額：5.6百万円】
	<ul style="list-style-type: none"> ○青少年のインターネット利用環境実態調査等の各種調査を実施 【令和6年度予算額：39.5百万円】

自殺総合対策大綱における施策の実施状況について（子ども家庭庁の主な取組 3/4）

自殺総合対策大綱の項目	実施状況
	令和6年度の主な取組状況
7 社会全体の自殺リスクを低下させる取組	
(12) 児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○「安心こども基金」により、母子保健と児童福祉の一体的なマネジメント体制の構築を図る市町村の相談支援機関に対し、必要となる整備費等を助成し、取組を促進 【令和6年度予算額：2,208億円の内数】 【令和6年度予算額：177億円の内数】 ○児童福祉司等の配置の支援を行うための事業等を実施することにより、児童相談所の相談支援体制を強化 【令和6年度予算額：177億円の内数及び地方交付税措置】 ○児童虐待を受けたと思われるこどもを見つけた時などに、ためらわずに児童相談所に通告・相談ができるよう、「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」におけるポスター・リーフレット・啓発動画や「子どもの虐待防止推進全国フォーラムwithおかやま」等により、児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」を周知 【令和6年度予算額：2億円】
(14) ひとり親家庭に対する相談窓口の充実等	<ul style="list-style-type: none"> ○ひとり親家庭の相談窓口において、母子・父子自立支援員に加えて就業支援専門員を配置することで、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで支援できる「ワンストップ型相談窓口」の整備を推進 【令和6年度予算額：163億円の内数】 ○令和6年度補正予算において、ひとり親家庭が必要な支援につながり、自立に向けた適切な支援を受けられるよう、チャットボットによる相談支援などIT機器等の活用を始めとしたひとり親のワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図るための事業を実施 【令和6年度補正予算額：2.7億円】
(16) 相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化	<ul style="list-style-type: none"> ○こどもや家庭がより相談しやすい環境を整備し、児童虐待の未然防止や早期発見につなげることを目的に、全国一元的な相談支援システム「親子のための相談LINE」を運用 【令和6年度予算額：3億円】
(18) 自殺対策に資する居場所づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○「子どもの居場所づくりに関する指針」に基づく子どもの居場所づくりを支援するため、「子どもの居場所づくり支援体制強化事業」を実施 【令和5年度補正予算額：12億円】

自殺総合対策大綱における施策の実施状況について（子ども家庭庁の主な取組 4/4）

自殺総合対策大綱の項目	実施状況
	令和6年度の主な取組状況
9 遺された人への支援を充実する取組	
(5) 遺児等への支援【一部再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ○児童相談所等の対応職員の専門性の強化を図るため、児童福祉法に規定された研修等の実施を支援 【令和6年度予算額：177億円の内数】 ○地方公共団体において、ヤングケアラーの実態調査を行い、相談窓口開設等の支援を順次実施 ○子ども家庭庁のヤングケアラー特設サイトを開設し、相談窓口情報等の周知・啓発を実施 【令和6年度予算額：176.8億円の内数】
11 子ども・若者の自殺対策を更に推進する取組	
(4) 子どもへの支援の充実【一部再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ○ひとり親家庭のこどもに対し、学校や放課後児童クラブ等の終了後に、児童館・公民館や民家等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援、大学等受験料の支援を含む学習支援や軽食の提供を行い、ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図る「子どもの生活・学習支援事業」を実施 【令和6年度予算額：163億円の内数】 ○児童養護施設等への措置を解除された者等に対して、措置が解除された後も引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を提供 【令和6年度予算額：1,485億円の内数】 ○「児童自立生活援助事業」及び「社会的養護自立支援拠点事業」の積極的な実施を促進するほか、「自立支援資金貸付事業」の継続実施、施設における自立支援体制の強化等、子どもの自立に向けた継続的・包括的な支援体制を構築
(8) 子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備	○令和6年8月に、「子どもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」において、「子どもの自殺対策緊急強化プラン」に基づく各施策の目標や進捗を見える化したロードマップを公表
13 女性の自殺対策を更に推進する取組	
(1) 妊産婦への支援の充実【一部再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ○産後うつの予防や新生児への虐待予防等産後の初期段階における母子に対する支援を強化するため、産婦健康診査の費用を助成 【令和6年度予算額：123億円の内数】 ○産前・産後サポート事業及び産後ケア事業において、平成29年8月（令和2年8月改定）に作成したガイドラインに基づき、母子に対するきめ細かな支援を実施 【令和6年度予算額：123億円の内数】

子どもの自殺対策緊急強化プランについて

子どもの自殺対策緊急強化プラン（概要）

- 近年、小中高生の自殺者数は増加しており、令和4年の小中高生の自殺者数は514人と過去最多となった。
- 関係省庁連絡会議を開催。有識者・当事者の方々からのヒアリングも踏まえ、子どもの自殺対策の強化に関する施策をとりまとめた。
- このとりまとめに基づき、自殺に関する情報の集約・分析、全国展開を目指した1人1台端末の活用による自殺リスクの把握や都道府県等の「若者自殺危機対応チーム」の設置の推進など、総合的な取組を進めていく。
- 今後、さらにそれぞれの事項についてより具体化を図った上で、子ども大綱に盛り込めるよう検討を進める。

子どもの自殺の要因分析

- ・ 警察や消防、学校や教育委員会、地方自治体等が保有する自殺統計及びその関連資料を集約し、多角的な分析を行うための調査研究の実施（自殺統計原票、救急搬送に関するデータ、CDRによる検証結果、学校の設置者等の協力を得て詳細調査の結果等も活用）
- ・ 学校等における児童生徒等の自殺又は自殺の疑いのある事案についての基本調査・詳細調査の実施。国における調査状況の把握・公表等

自殺予防に資する教育や普及啓発等

- ・ すべての児童生徒が「SOSの出し方に関する教育」を年1回受けられるよう周知するとともに、子どものSOSをどのように受け止めるのかについて、教員や保護者が学ぶ機会を設定
- ・ 「心の健康」に関して、発達段階に応じて系統性をもって指導。「心の健康」に関する啓発資料の作成・周知等

自殺リスクの早期発見

- ・ 1人1台端末の活用等による自殺リスクの把握のための、システムの活用方法等を周知し、全国の学校での実施を目指す。科学的根拠に基づいた対応や支援のための調査研究
- ・ 自殺リスク含む支援が必要な子どもや家庭を早期に把握・支援するため、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、教育・保健・福祉などの情報・データを分野を超えた連携に取り組む
- ・ 公立小学校、中学校等でのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置促進等

電話・SNS等を活用した相談体制の整備

- ・ 「孤独ダイヤル」（#9999）の試行事業の実施
- ・ LINEやウェブチャット・孤立相談等のSNSを活用した相談体制の強化等

自殺予防のための対応

- ・ 多職種の専門家で構成される「若者の自殺危機対応チーム」を都道府県等に設置し、自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者など市町村等では対応が困難な場合に、助言等を行うモデル事業の拡充。その上で、危機対応チームの全国展開を目指す
- ・ 不登校児童生徒への教育機会の確保のための関係機関の連携体制の整備や、不登校特例校の設置促進・充実等

遺された子どもへの支援

- ・ 地域における遺児等の支援活動の運営の支援等

子どもの自殺対策に関する関係省庁の連携及び体制強化等

- ・ こども家庭庁の自殺対策室の体制強化、関係省庁と連携した啓発活動
- ・ 「こども若者★いけんぷらす」による子どもの意見の公聴、制度や政策への反映（支援につながりやすい周知の方法も含む）
- ・ 関係閣僚によるゲートキーパー研修の受講及び全国の首長に向けた受講呼びかけメッセージの作成等 24

令和7年度予算等における子どもの自殺対策関連予算の状況について

- 令和5年6月に「子どもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」（議長：子ども政策担当大臣）において、取りまとめた「子どもの自殺対策緊急強化プラン」に基づく取組を進めるため、以下のとおり、各省庁において令和7年度予算要求等を行っている。

「子どもの自殺対策緊急強化プラン」	令和7年度予算等
<p>子どもの自殺の要因分析</p> <ul style="list-style-type: none">警察や消防、学校や教育委員会、地方自治体等が保有する自殺統計及びその関連資料を集約し、多角的な分析を行うための調査研究の実施学校等における児童生徒等の自殺又は自殺の疑いのある事案についての基本調査・詳細調査の実施。国における調査状況の把握・公表	<ul style="list-style-type: none">子どもの自殺に関する情報を集約し、多角的に分析するための調査研究の実施 令和7年度予算：0.2億円【こども家庭庁】都道府県等に対して基本調査の実施状況等について調査を実施【文部科学省】
<p>自殺予防に資する教育や普及啓発等</p> <ul style="list-style-type: none">すべての児童生徒が「SOSの出し方に関する教育」を年1回受けられるよう周知するとともに、子どものSOSをどのように受け止めるのかについて、教員や保護者が学ぶ機会を設定「心の健康」に関して、発達段階に応じて系統性をもって指導。「心の健康」に関する啓発資料の作成・周知	<ul style="list-style-type: none">自殺予防教育の指導モデルの普及促進に向けた、学校の授業支援や教職員への研修等の実施 令和7年度予算：0.1億円【文部科学省】地域自殺対策強化交付金により、地方自治体によるゲートキーパー養成研修実施を支援 令和7年度予算：32.1億円の内数【厚生労働省】学習指導要領に基づく指導の充実を促進（啓発資料の周知）【文部科学省】
<p>自殺リスクの早期発見</p> <ul style="list-style-type: none">1人1台端末の活用等による自殺リスクの把握のためのシステムの活用方法等を周知し、全国の学校での実施を目指す。科学的根拠に基づいた対応や支援のための調査研究自殺リスク含む支援が必要な子どもや家庭を早期に把握・支援するため、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、教育・保健・福祉などの情報・データを分野を超えた連携に取り組む。公立小学校、中学校等でのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置促進	<ul style="list-style-type: none">1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の全国の学校での導入を推進するため、無償・有償で利用できる健康観察・教育相談システムの一覧や、システム構築のためのマニュアルを作成し、通知や研修会等において積極的な周知を実施【文部科学省】 ※ 学校のICT環境整備3か年計画（2025～2027年度）における、1人1台端末を活用した児童生徒の学校生活を支援するツール（例：児童生徒の心や体調の変化を早期に発見し、支援するツール）の整備に必要な経費を踏まえて地方財政措置潜在的に支援が必要な子どもをピッシュ型・アウトリーチ型支援につなげるための情報・データ連携に係る実証事業の実施 令和6年度補正予算：4.7億円の内数【こども家庭庁】スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実 令和7年度予算：86億円【文部科学省】

「子どもの自殺対策緊急強化プラン」

令和7年度予算等

電話・SNS等を活用した相談体制の整備

- 「孤独・孤立相談ダイヤル」（#9999）の試行事業の実施
- LINEやウェブチャット・孤立相談等のSNSを活用した相談体制の強化

自殺予防のための対応

- 多職種の専門家で構成される「若者の自殺危機対応チーム」を都道府県等に設置し、自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者など市町村等では対応が困難な場合に、助言等を行うモデル事業の拡充。その上で、危機対応チームの全国展開を目指す。
- 不登校児童生徒への教育機会の確保のための関係機関の連携体制の整備や、不登校特例校の設置促進・充実

遺された子どもへの支援

- 地域における遺児等の支援活動の運営の支援

子どもの自殺対策に関する関係省庁の連携及び体制強化等

- 子ども家庭庁の自殺対策室の体制強化、関係省庁と連携した啓発活動
- 指定調査研究等法人における必要な情報収集・調査分析を実施する体制強化
- 「子ども若者★いけんぷらす」による子どもの意見の公聴、制度や政策への反映（支援につながりやすい周知の方法も含む）
- 関係閣僚によるゲートキーパー研修の受講及び全国の首長に向けた受講呼びかけメッセージの作成

- 年末年始等の既存の相談窓口が閉まる期間における孤独・孤立相談事業の実施
令和6年度補正予算：4.1億円の内数【内閣府】
- 孤独・孤立対策ウェブサイトの18歳以下を対象とした子ども向け専用ページやチャットボット等により、相談先の案内など声を上げやすくするための情報発信に取り組む 0.3億円【内閣府】
※デジタル一括計上予算として要求
- 地域自殺対策強化交付金により、地方自治体及び民間団体が行うSNSを活用した相談体制を強化 令和7年度予算：32.1億円の内数【厚生労働省】
(参考) 令和6年度補正予算：20.3億円の内数【厚生労働省】
- 地域自殺対策強化交付金等により、子ども・若者の自殺危機対応チームによる支援者支援を更に推進 令和7年度予算：38.1億円の内数【厚生労働省】
(参考) 令和6年度補正予算 20.3億円の内数【厚生労働省】
- 「誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」に基づき、学校内外の教育支援センターの機能強化や学びの多様化学校（※）の設置促進等を実施 ※令和5年8月に不登校特例校から名称変更
令和7年度予算：95億円【文部科学省】
- 地域自殺対策強化交付金により、自死遺族団体に対する活動支援を実施
令和7年度予算：32.1億円の内数【厚生労働省】
- 中学生や高校生をターゲットにした、自殺予防・自殺対策に関する情報発信を行うための広報啓発活動の実施
令和7年度予算：0.4億円【子ども家庭庁】
- 調査研究等業務交付金により、自殺対策に関する調査研究等の体制を強化
令和7年度予算：6.0億円【厚生労働省】
- 子どもや若者の意見を聴く取組等を通じ、子どもの自殺対策に関する制度や政策に反映【子ども家庭庁】
- 地域自殺対策強化交付金により、地方自治体によるゲートキーパー養成研修実施を支援（再掲） 令和7年度予算：32.1億円の内数【厚生労働省】